

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
小中学校臨時休校に伴う子どもたちの居場所づくり活動助成事業要領

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

1. 目的

内閣総理大臣による、新型コロナウイルス感染症対策としての小中学校、高等学校及び特別支援学校に対する臨時休業の要請を受け、米原市内の学校においても臨時休校の措置がとられているところです。こうした状況の中、米原市からは子どもたちの心身の健康を考慮し、自治会長を通じ地域において子どもたちの居場所づくりの検討をいただきたい旨の呼びかけが行われています。つきましては米原市社会福祉協議会では今回の呼びかけに対し子どもの居場所づくりに取り組む自治会や団体等に対し、助成事業を実施することとしましたのでご案内いたします。

2. 実施主体

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

3. 助成対象

- ・ 3月2日以降、地域において子どもたちの居場所づくり活動を展開している自治会または福祉活動団体（法人格の有無は問いません。）
- ※地域お茶の間創造事業補助金との併用はできません。

4. 助成対象事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校に伴い、社会的孤立が懸念される子どもや保護者を、緊急的に支援する居場所づくり活動を対象とします。
- ・ 令和2年3月2日（月）以降、令和2年3月31日（火）までの期間に実施される活動を対象とします。
- ・ 3月2日以降の活動であれば、申請時より前に開始された活動も対象とします。
- ・ 団体が行っている通常活動の範囲内での活動も対象とします。

5. 助成額

- ・ 1日あたり1,000円を助成します。（上限30,000円）
- ※居場所に子どもの利用者がなかった活動日は対象外とします。
- ※申請団体数により助成上限額に満たないことがあります。

6. 申請方法

- ・ 事業完了後、別紙申請報告書に必要事項を記入のうえ、本会各地域福祉活動センターへ4月10日（金）までに提出してください。（提出先の住所は、裏面参照）

【申請報告書提出先】

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

山東地域福祉活動センター

住所：米原市志賀谷1907番地

電話：55-3933 FAX：55-3933

伊吹地域福祉活動センター

住所：米原市春照56番地

電話：58-1770 FAX：58-2231

米原地域福祉活動センター

住所：米原市三吉570番地

電話：54-3110 FAX：54-3115

近江地域福祉活動センター

住所：米原市顔戸21番地2

電話：52-4393 FAX：52-8051